

工場立地法の課題と今後のあり方について

平成20年1月

産業構造審議会地域経済産業分科会
工場立地法検討小委員会

目 次

はじめに	1
1. 工場立地法の制度見直し状況	2
(1) 平成16年報告書と制度見直し	
(2) 企業立地促進法の制定と市町村準則制度の導入	
(3) 風力発電施設の扱い	
2. 工場立地法の見直しに関する要望	5
(1) 制度見直しに関する要望	
(2) 事業者及び地方自治体へのアンケート調査結果	
3. 今後の工場立地法のあり方	7
(1) 工場立地法見直しの基本的方向性	
(2) 当面見直しを行うべき措置	
①工場敷地外に整備された緑地・環境施設の扱い	
②立体的に見て緑の量が十分に確保されている工場の扱い	
③業種ごとの生産施設面積率の見直し	
結語	12
委員名簿	13
産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会検討経過	14
資料編	

はじめに

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることにより国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的として、昭和48年に「工場立地の調査等に関する法律」を改正する形で実質制定された法律である。この改正法案の国会提案理由によれば、当時、「今後の工業開発を進めるにあたって最大の問題は地域環境と産業活動との関係」であり、工業開発の円滑化を図るためには「公害に関する規制の強化、防止技術の開発等と並んで、工場立地の段階から企業自ら周辺的生活環境との調和を保ちうる基盤を整備し、社会的責任としての注意義務を全うするよう誘導、規制していくことが必要」との判断の下、緑地面積規制及び生産施設面積規制の導入が行われた。

その後、30年以上の歳月を経た今日、我が国の工場立地を巡る環境は大きく変化している。第一に、大気汚染防止法等の環境規制法体系が整備されるとともに公害防止技術も長足の進歩を遂げ、公害問題は著しい改善をみるに至った。第二に、経済のグローバル化が進み、企業が国を選ぶ時代となった。こうした状況変化を受けて、地方自治体から地域の実情に即した規制緩和を求める構造改革特区提案等の要望が寄せられるようになっていく。本小委員会においても、平成16年1月に取りまとめた報告書において、現在の工場立地法のフレームワークの下での規制緩和にとどまらず、規制を根本的に見直して廃止することも含めた抜本的な検討が必要である旨の指摘を行った。

本小委員会は、このような状況変化を踏まえ、平成18年3月から審議を再開し、昨年10月まで延べ14回にわたり検討を重ねてきた。この間、昨年6月には、本小委員会の検討結果を踏まえて、市町村への緑地面積規制の権限委譲措置が企業立地促進法に盛り込まれる等、検討結果の一部はすでに施策に反映されている。本報告書においては、本小委員会における審議を踏まえ、今後の工場立地法の課題と今後のあり方及び当面講ずべき制度見直しの具体的措置について取りまとめる。

1. 工場立地法の制度見直し状況

(1) 平成16年報告書と制度見直し

平成16年1月の小委員会報告書においては、緑地面積規制及び生産施設面積規制の見直しについて提言を行った。この提言を踏まえて、以下のような措置が講じられている。

① 緑地・環境施設の範囲

平成16年1月の小委員会報告書においては、「環境施設」について、雨水浸透施設や一般の利用に供していない屋内運動施設などを環境施設として認めてほしいとの要望を踏まえ、生産活動に直接的に関係しない環境施設は、地方自治体が自らの地域の特性に応じて判断できるよう配慮すべきとの指摘を行った。この指摘を踏まえ、「雨水浸透施設」、「一般の利用に供されていない屋内運動施設及び教養文化施設」並びに「地方自治体が工場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められると判断するもの」について、新たに「環境施設」として認める省令改正が平成16年3月に実施されている。

また、「集合地特例を適用する緑地の範囲」について、住宅との遮断性のない緑地についても集合地特例の適用対象としてほしいとの要望を踏まえ、①地域の周辺生活環境との調和に資すること、②敷地外における緑地などについても恒久性が担保されること、③地域における緑地などの整備の前進につながることに、④緑地等の整備又は管理に要する費用の一部を事業者が原則負担していること等を指針として、地方自治体が個別具体的な事情に即して判断することが適当であるとの提言を行った。この提言を踏まえ、「集合地特例における緑地」の認定にあたって、地方自治体が「地域の周辺生活環境との調和に資すること、敷地外における緑地などについても恒久性が担保されること、地域における緑地などの整備の前進につながることに、緑地等の整備又は管理に要する費用の一部を事業者が原則負担していること」の各要件に配慮することを運用例規で求めつつ、「周辺の地域との遮断性」を有しない緑地を集合地特例の適用対象に加える告示改正が平成16年3月に実施されている。

また、「環境施設以外の施設と重複している緑地」について、配管下の緑地や屋上緑地を工場立地法上の緑地として認めてほしいとの要望を踏まえ、これらのうち一定程度（緑地面積率の1/4を上限）を緑地として認めることが適当である旨の指摘を行った。本件についても、配管下の緑地、屋上・壁面緑地について、緑地面積率の1/4を算入限度として工場立地法上の緑地として認める省令改正及び告示改正が平成16年3月に実施されている。

② 緑地・環境施設の各面積率

平成16年1月の小委員会報告書においては、「地域準則による緑地及び環境施設の面

積率の幅」について、都道府県等が積極的に地域準則を導入するよう、選択の幅を拡げ、上下5%から10%とすべきであるとの提言を行った。この点については、平成16年3月に、地域に応じて10%から30%の範囲において緑地面積率を設定できるよう告示改正が行われている。

また、「地域準則の対象地域の拡大の要否」については、住工混在地域を想定した準工業地域であっても、地域によっては工業専用地域や工業地域と同様の土地利用がなされている地域があるため、住居系地域と同様に準工業地域をプラス10%の区域とするのは適当でなく、自治体での合意形成を前提としてプラスマイナス5%の区域とすることを検討すべきであるとの指摘を行った。本件についても、従前、「準工業地域」はプラス5%の区域であったところ、プラスマイナス5%の区域とする告示改正が平成16年3月に実施されている。

③ 生産施設規制に係る業種区分の見直し

平成16年1月の小委員会報告書においては、「生産施設規制に係る業種区分」について、環境に関する規制法体系の整備が進み、また公害防止技術も進展を見せていることから、第5種（40%）以外の全業種について、昭和48年の生産施設面積率規制の導入当初及び平成9年の業種区分の見直し時の公害物質の排出量と比較して、現在の業種区分を見直すべきであるとの指摘を行った。これについては、平成16年3月に告示改正がなされ、業種ごとの生産施設面積率区分が見直されている。

（2）企業立地促進法の制定と市町村準則制度の導入

平成9年の工場立地法改正以降、都道府県及び政令指定都市は地域準則を制定することが可能となっている。しかしながら、実際に地域準則を定めた地方自治体は、1都6県4政令指定都市に留まっている。このため、地域の実情をよりの確に反映した規制面積率の設定を可能とする市町村準則制度の導入を望む市町村からの要望を踏まえ、当小委員会において検討を行った。

この結果、昨年6月に施行された企業立地促進法において、市町村が緑地面積率等を設定することができる市町村準則制度が導入されることになった。本制度においては、都道府県準則制度の第3種地域（工業専用地域等）について、周辺住環境の分布状況に応じて乙種及び丙種の2種類の規制レベルを設定することが可能となっている。

(市町村準則制度における緑地面積率等の基準)

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
	住居の用に併せて工業の用に供されている区域	主として工業等の用に供されている区域	専ら工業等の一般住民の日常生活の用以外の用に供されている区域
緑地面積率 の下限	15%以上 20%未満	10%以上 20%未満	1%以上 10%未満
環境施設(含む 緑地)面積 率の下限	20%以上 25%未満	15%以上 25%未満	1%以上 15%未満

(3) 風力発電施設の扱い

風力発電施設については、工場立地法において特定工場に義務づけている届出の対象から除外してほしいとの要望を踏まえ、今般、本小委員会において検討を行った。この結果、引き続き特定工場としての届出を義務づけつつ、設置地域など一定の要件を満たす風力発電施設については、都道府県知事等の裁量により、工場立地法第4条に基づく「工場立地に関する準則」を弾力的に適用できる措置が講じられた。

2. 工場立地法の見直しに関する要望

以上のように、これまでも工場立地法の制度見直しに関する要望に対しては、逐次、対応措置が講じられてきている。しかしながら、地方自治体や業界団体等から、さらなる制度見直しを求める要望が寄せられている。

(1) 制度見直しに関する要望

工場立地法について、構造改革特区提案等¹の中で、敷地外緑地・環境施設を緑地・環境施設面積に算入可能にしてほしいとの要望が寄せられている。

また、昨年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」においては、「工場立地法における生産施設面積率基準、緑地の定義の範囲等について、制度改善の検討を行い、早期に結論を得ることを目指す」とされている。【資料編P1】

さらに、本小委員会における審議においても、①緑地については工場敷地内に確保することを原則としつつも、より広域的な視点で整備を図ることも必要であること²、②企業はセキュリティの都合上、工場構内への立ち入りをオープンにすることが困難なことから、市民開放型の運動施設については、敷地外の施設についても環境施設として認めるべき³、③食品工場は、衛生上の観点から虫が集まる緑地を工場敷地内に置くことに支障がある⁴等の指摘があった。

(2) 事業者及び地方自治体へのアンケート調査結果

また、昨年1月には、経済産業省の委託により、(財)日本立地センターが、事業者及び地方自治体への工場立地法に関するアンケート調査を実施した。特定工場の設置事業者に対して行った「工場立地法に関する事業者アンケート調査」結果によれば、「生産施設面積規制又は緑地等環境施設面積規制がネックとなって新增設や建て替えを断念した」と回答した事業者は全体の16%に上っている。このうち、新增設等の断念につながった規制は、「緑地面積規制」が80%、「生産施設面積規制」が41%、「環境施設面積規制」が26%となっている。また、新增設等を断念した事業者の約3割が「増産等の事業計画自体の断念又は海外工場への転出を図った」と回答している。【資料編P2 図表1～図表3】

また、「既存工場の隣接地に拡張可能な用地を確保できるか」との質問に対しては、全体の66%の事業者が「確保できない」と回答しており、建て替え等を行う際に、現在の

¹ 第6次(H16.10)、第9次(H18.6)、第10次(H18.12)の兵庫県による提案では、「各工場の敷地面積の取り方について、一区画内の土地に加え、「飛び緑地」についても工場敷地面積に算入する。」とし、いわゆる敷地外緑地を認めたいとする旨の要望が行われている。

² 明治大学農学部 奥水肇教授（第9回工場立地法検討小委員会(H19.4)）

³ 川崎市経済局産業政策部産業誘致課（第8回工場立地法検討小委員会(H19.3)）

⁴ 川崎市経済局産業政策部産業誘致課（第8回工場立地法検討小委員会(H19.3)）

生産力を保ちつつ工場立地法の面積規制を充足することは、既存工場にとって困難であるという実態が示されている。【資料編P2 図表4】

また、同時期に実施した「工場立地法に関する地方自治体アンケート調査」結果によれば、都道府県及び政令指定都市のうち、生産施設面積規制については、「建築基準法の建蔽率規制に一本化すべき」が69%、「規制を維持すべき」が9%となっている。緑地面積規制については、「緩和すべき」が58%、「現行のままでよい」が31%、「廃止してよい」が4%となっている。環境施設面積規制については、「緩和すべき」が50%、「廃止してよい」が27%、「現行のままでよい」が16%となっている。【資料編P3 図表5～図表7】

3. 今後の工場立地法のあり方

(1) 工場立地法見直しの基本的方向性

上記の生産施設面積規制の緩和や敷地外緑地に関する要望への対応以前の問題として、工業立地法制定以降の状況変化を踏まえて、工場立地法のあり方について検討を行うことが必要である。本小委員会の審議においても、工場立地法について、①その立法の趣旨には、大都市から地方への工場誘導があったとすれば、工場制限3法のうち2法が廃止された今日、同様に廃止すべき、②緑地面積規制によって、工場内緑化は相当程度の効果をあげていることから、すでに役割を終えていると考えて廃止すべき、③もともと企業の社会的責任のような分野に、法律で緑地の保持を義務づけるような規制を設けることは不適切であり、少なくともPRT法のように企業からの報告を求め公表するといった制度に留めるべきといった指摘があった。

こうした廃止論とは別に、工場立地法の役割を見直した上で制度設計を行うべきという指摘もあった。具体的には、①緑についての新しいニーズを取り入れるべき、②SO_x、NO_xといった従来の環境負荷物質のみに着目するのではなく、新たにCO₂などのグローバルな環境問題に着目して生産施設面積規制を考えるべき、③国際競争力の観点から必要な緑地の範囲等について見直すべき等の指摘である。

こうした論点をめぐって、本小委員会では以下のような議論が交わされた。

(ア) 工場制限3法としての位置づけ

工場立地法は、工場等制限法及び工業再配置促進法と並んで、工場制限3法の1つとして位置づけられてきた。両法が工場の地理的配置に関して制限又は政策的なインセンティブを付与してきたのに対して、工場立地法は直接的に移転促進を目的としたものではないが、結果的に大都市から地方への移転促進効果を有していた側面は否定できないとの指摘があった。一方、工場立地法の法目的は周辺住環境との調和等に置かれており、工場等制限法及び工業再配置促進法が廃止されたことをもって、直ちに法律の役割を終えたと判断することは適切でないとの意見があった。

(イ) 工場立地法の効果と存在意義

工場立地法の効果については、平成16年1月の小委員会報告書において、緑地面積規制については大きな成果を、生産施設面積規制については、定量的な効果は測定できないものの、環境規制法制の整備の効果もあり成果は出ていると評価している。こうした評価を踏まえ、工場立地法はすでに一定の効果をあげていることから役割を終えたとして廃止すべきとの指摘があった。また、緑地面積規制については、国が緑地面積を規制するのではなく、企業から国へ緑地面積に関する報告を求め、これを公表する制度とすることによ

り、周辺住民やマーケットの評価を通じた自主的な取組が期待できるとの意見があった。

こうした意見に対して、逆に一定の効果を持続させるためには、引き続き生産施設面積規制が必要であるとする指摘や、緑化に関する規制について、これを廃止することは時代の要請に逆行しているとの意見もみられた。

(ウ) 工場立地法の役割見直し

都市計画的な観点から緑地の整備を行うことや地球温暖化対策を進めていくことは、いずれも重要な課題である。都市における緑のアメニティとしての重要性に鑑みれば、工場に限らず、大規模施設における緑化を確保するための法的枠組みを検討することが必要であるとの意見があった。

以上のように、工場立地法については、法律の存廃や果たすべき役割について様々な意見がみられる。本小委員会においては、生産施設面積規制については、環境規制体系の整備や技術の進展による公害防止効果等を慎重に見極めた上で、撤廃することが適当であるとの考え方で意見の集約が図られているが、工場立地法自体の廃止や役割の見直しについては、現時点で特定の考え方に意見が収束したとは言いがたい。緑地や環境施設に関する規制の必要性や、報告・公表制度の導入の適否、さらに工場立地法の必要性については、今後さらに議論を深めていくことが必要である。

(2) 当面見直しを行うべき措置

以上のとおり、生産施設面積規制については撤廃することが適当との結論が得られた。しかしながら、法改正が実現するまで現状を放置するのではなく、構造改革特区提案等で求められている事項については、緑地面積規制に関する事項も含めて、現行法制度の枠内で速やかに手当てを行うことが必要である。具体的には、当面の措置として、①工場敷地外に整備された緑地・環境施設の扱い、②立体的に見て緑の量が十分に確保されている工場の扱い、③業種ごとの生産施設面積率区分の見直しについて手当を行うことが適当である。

① 工場敷地外に整備された緑地・環境施設の扱い

まず、工場敷地外の緑地・環境施設については、現在、特定工場の設置等に係る届出を受けた地方自治体が、工場敷地隣接地等「工場等の周辺の区域」内にある敷地外緑地及び敷地外環境施設によって実質的に緑地面積率等の規制値を充足していると判断する場合には、これを勘案して、工場敷地内緑地等が規制値に満たない場合であっても勧告を行わないことができるものとされている。

しかしながら、「工場等の周辺の区域」外にある敷地外緑地又は敷地外環境施設であっても、工場周辺の地域の住環境との調和という観点からみて、工場等の周辺の区域内にある敷地外緑地等又は工場敷地内にある緑地等と同等の効果が期待できる場合もあると考えられる。特に、昭和48年改正法の施行以前に設置された特定工場の一部においては、現在も緑地等面積規制値を下回るレベルの緑地等を保有するに留まっており、他方で、生産施設の老朽化が進んでいる。こうした工場が増改築を行い生産施設を更新するとともに、工場敷地外に相当程度の緑地等を整備することは、現状よりも周辺の地域の生活環境を向上させることに資すると考えられる。

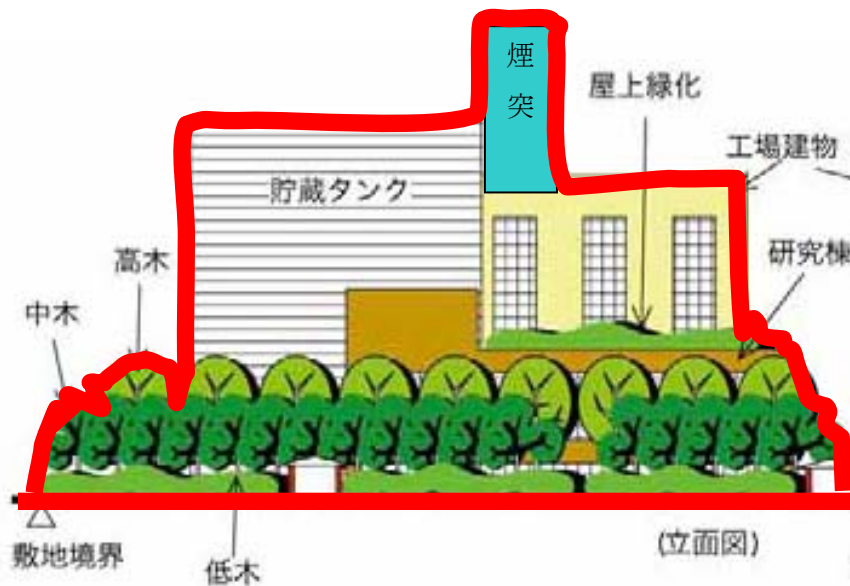
このため、現に立地している特定工場が生産施設の増改築を行う場合であって、敷地内に緑地面積規制を充足するための十分な緑地等を確保する余地が無いときは、当該工場が地方自治体に対して申し出を行い、申し出を受けた地方自治体が「工場等の周辺の区域」外の緑地又は環境施設についても考慮する仕組みとすることが適当である。この際、地方自治体は、工場の周辺地域の住環境の保持の観点から、どの程度の地理的範囲の敷地外緑地等が敷地内緑地等と同程度の効果をもつと考えられるかについて検討を行い、あらかじめガイドラインや基準を作成しておくことが適当である。また、都道府県において、こうした判断基準策定が困難な場合には、市町村の協力を得ることも重要である。

② 立体的に見て緑の量が十分に確保されている工場の扱い

工場周辺住環境との調和という観点からすると、工場敷地の周辺部に整備された緑地によって工場周辺の住環境から当該工場が視覚的に遮断されている状態は、周辺住環境との調和が保たれ、周辺地域の生活環境が保持されている状態のひとつであるとみることができる。特に、昭和48年改正法の施行以前に設置された特定工場の一部は、現在も緑地等面積規制値を下回るレベルの緑地等を保有するに留まっている。こうした工場が増改築等にあたって、工場周辺の住環境から見て視覚的に十分な量の緑を確保することは、上記①の場合と同様に、現行よりも周辺の地域の生活環境の向上に資するものと考えられる。

このため、現に立地している特定工場が生産施設の増改築を行う場合であって、敷地内に緑地面積規制を充足するための十分な緑地を確保する余地が無いときに、当該工場が工場周辺の複数地点の住環境を視点とした工場施設の立面図を提出し、立体的にみて十分な量の緑が確認できる場合には、実質的に工場立地法の規制を満たしているとみなすことができる運用とすることが適当である。この場合、どの程度の量の緑が視覚的に確保されていれば工場周辺の住環境との調和が保たれていると判断しうるか等について、国は、あらかじめガイドラインや判断基準を示しておくことが適当である。

【立体的な緑の量（率）の把握のイメージ】



※立面図中において、建物等のシルエットに対して十分な量の緑が視覚的に確保されているか判断する。

③ 業種ごとの生産施設面積率の見直し

生産施設面積率については、平成9年及び16年に見直しを行っている。具体的には、各業種における環境負荷物質（SOx、NOx、ばいじん、COD、BOD、SSの6種類）の生産施設面積一単位当たりの排出量から算出される低減率（環境負荷排出量低減率）に応じた見直しを実施している。前回の見直しから3年が経過し、更に環境負荷排出量が低減している業種も存在すると考えられることから、改めて生産施設面積率の見直しを行うことが適切である。

なお、今般の見直し作業については、過去2回の見直しに対して、以下のような点について改善を図るべきである。第一に、過去2回の見直し作業においては、環境負荷排出量低減率の大きかった業種についても、10%、15%、20%、30%、及び40%の5段階に分けられた生産施設面積率区分の中で、一段階に限った移動（緩和）しか認めていない。一段階に限定することに合理性が見られないことから、環境負荷排出量低減率の大きさに応じた生産施設面積率とすることが適当である。

第二に、現行の生産施設面積率区分においては、全業種を10～40%の5段階の区分に位置づけている。企業にとっては、土地の有効活用を図ることは国際競争力の観点から

も非常に重要な課題であることに鑑みれば、より環境負荷排出量の低減率等の実態に即した生産施設面積率を設定することが適切である。このため、現行40%が上限となっている生産施設面積率区分の引き上げについて検討すべきである。

結 語

本小委員会は、地方自治体や事業者から寄せられた規制緩和要望を受けて検討を重ねてきた。当初、市町村の実情に応じた緑地面積規制水準の設定を可能とする市町村提案制度の検討に着手し、企業立地促進法において措置された市町村準則制度や、敷地外緑地等の扱い、視覚的な緑の量を勘案する措置等について提言を行った。これらの措置は、地域から寄せられた切実な要請に応えるものである。

一方で、こうした一つ一つの要望に応えていくことは重要であるものの、個別の要請にその都度対応するだけではなく、法定時に前提となっていた社会情勢が大きく変化する中で、抜本的な見直しに着手することが求められている。本小委員会でも、特に、都市において緑がもつアメニティの存在意義を踏まえた工場立地法の意義と役割、そしてこれを踏まえた規制のあり方を再検討していくべきとの意見が多く見られた。

本小委員会としては、本報告書を踏まえて、当面見直しを行うべき措置が着実に実施されるとともに、生産施設面積規制の撤廃を含め、工場緑地整備に関する企業からの報告・公表制度の導入など、工業立地法のあり方の抜本的な見直しが行われることを期待する。

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会 委員名簿

委員長 和田 正武 帝京大学経済学部教授

委員 太田 慶一 堺市産業振興局長

大西 隆 東京大学先端科学技術研究センター教授

塩崎 保美 住友化学株式会社レスポンスブルケア室環境安全部長

下村 彰男 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

土屋 徳之 新日本石油株式会社社会環境安全部チーフスタッフ

半田真理子 財団法人都市緑化技術開発機構理事

前田 博 財団法人日本緑化センター常務理事

森 雄一 神奈川県商工労働部企業誘致室長

(敬称略)

[オブザーバー]

総務省消防庁防災課長

財務省理財局総務課たばこ・塩事業室長

国税庁課税部酒税課長

厚生労働省医政局経済課長

農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室長

国土交通省総合政策局環境政策課長

国土交通省都市・地域整備局都市計画課長

環境省総合環境政策局環境影響評価課長

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会検討経過

第1回小委員会 平成18年3月1日(水)

- ・自治体の要望を踏まえた当面の準則改正について(1)

第2回小委員会 平成18年3月7日(火)

- ・自治体の要望を踏まえた当面の準則改正について(2)

第3回小委員会 平成18年9月29日(金)

- ・工場立地準則の改正に係る市町村提案制度について
- ・工場立地法のあり方に関する検討について

第4回小委員会 平成18年11月6日(月)

- ・市町村レベルで適用する緑地面積率等に係る市町村提案制度について
- ・今後の工場立地法のあり方に関する主な論点について

第5回小委員会 平成18年11月29日(水)

- ・産業構造審議会地域経済産業分科会における「戦略的な企業立地促進を支援するための新たな法的枠組みについて」に関する検討について
- ・緑地面積率等についての一段の緩和適用を可能とする区域の設定に関する検討について
- ・風力発電施設の工場立地法の適用除外化に関する要望について

第6回小委員会 平成18年12月13日(水)

- ・市町村での緑地等の面積率の設定を可能とする新たな制度の考え方について

第7回小委員会 平成19年3月1日(木)

- ・今後の工場立地法のあり方に関する関係者ヒアリング(太陽光発電協会)

第8回小委員会 平成19年3月13日(火)

- ・今後の工場立地法のあり方に関する関係者ヒアリング
(石油化学工業協会、川崎市経済局産業政策部産業誘致課)

第9回小委員会 平成19年4月13日(金)

- ・今後の工場立地法のあり方に関する関係者ヒアリング
(明治大学農学部 輿水肇教授、(株)日本総合研究所 足達英一郎 上席主任研究員)
- ・工場立地法準則等告示案について

第10回小委員会 平成19年5月30日(水)

- ・今後の工場立地法のあり方に関する関係者ヒアリング
(横浜市環境創造局環境活動推進部、(財)日本立地センター)
- ・工場立地法準則等告示案のパブリックコメントの結果について

第11回小委員会 平成19年7月11日(水)

- ・環境規制法の変遷について
- ・自治体・企業に対するアンケート調査結果について
- ・工場立地法見直しの論点整理について
- ・風力発電施設の工場立地法上の取り扱いについて

第12回小委員会 平成19年8月28日(火)

- ・緑地面積規制及び環境施設面積規制のあり方について(1)
- ・風力発電施設の工場立地法上の取り扱いについて

第13回小委員会 平成19年9月28日(金)

- ・緑地面積規制及び環境施設面積規制のあり方について(2)
- ・生産施設面積率の緩和について

第14回小委員会 平成19年10月31日(水)

- ・工場立地法検討小委員会報告書(案)について

パブリックコメント募集 平成19年11月14日(水)～平成19年12月13日(木)

- ・工場立地法検討小委員会報告書(案)に対するパブリックコメント募集

【別添】資料編

○資料 1 規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）抜粋

Ⅱ 重点計画事項

1.3 地域産業振興・国と地方

(2) 企業立地の促進について

① 工場立地の規制等について

工場立地法（昭和34年法律第24号）による工場の敷地、緑地及び環境施設に関する規制は、工業地帯を中心として公害問題が深刻化し、工場立地に係る周辺住民の不安が増大していた状況の中で、工場と周辺的生活環境との調和を保つための措置として、昭和48年に導入された。

その後、平成9年の一部改正においては、国が全国的な観点から定めた準則に代えて、都道府県及び政令市が、国が定める一定の範囲内で、緑地及び環境施設の面積率に関し、各地域の実情に即した準則（「地域準則」）を条例で定めることを可能とする権限委譲が行われた。

さらに今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（平成19年法律第40号）において、特に要望が強かった緑地面積率規制に関し、一定の要件を満たす市町村への権限委譲が措置されたところである。

今後は、同法を取り巻く状況変化を踏まえた上で、更なる措置を講ずる。

ウ 工場立地の規制について【平成19年度検討、早期に結論】

今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の施行状況の評価を行うとともに、産業立地政策全体の中で、適宜、工場立地法における生産施設面積率基準、緑地の定義の範囲等について、制度改善の検討を行い、早期に結論を得ることを目指す。

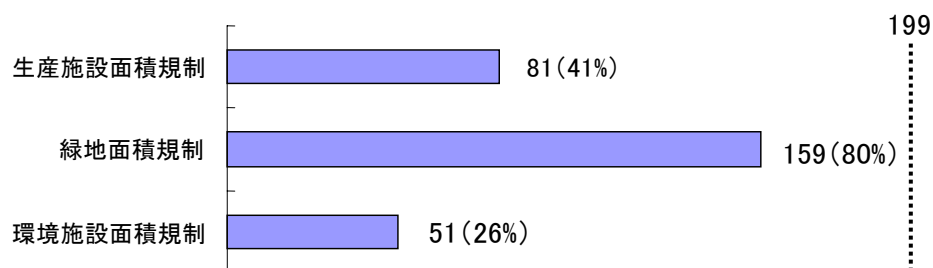
○資料2 事業者及び地方自治体へのアンケート調査結果

図表1 工場立地法の規制により工場の新增設を断念した経験の有無(事業者アンケート)

ある	ない	わからない
199	825	192
16%	68%	16%

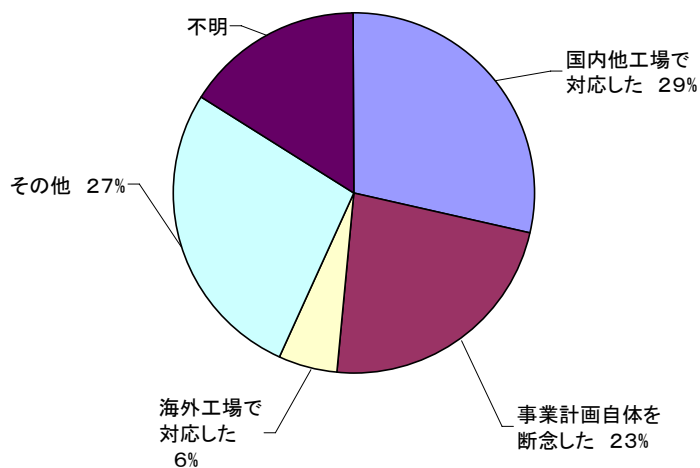
図表2 工場の新增設等の断念につながった規制(事業者アンケート)

(回答数: 199 事業者)
<複数回答可>



図表3 工場の新增設等を断念した後の対応(事業者アンケート)

(回答数: 115 事業者)

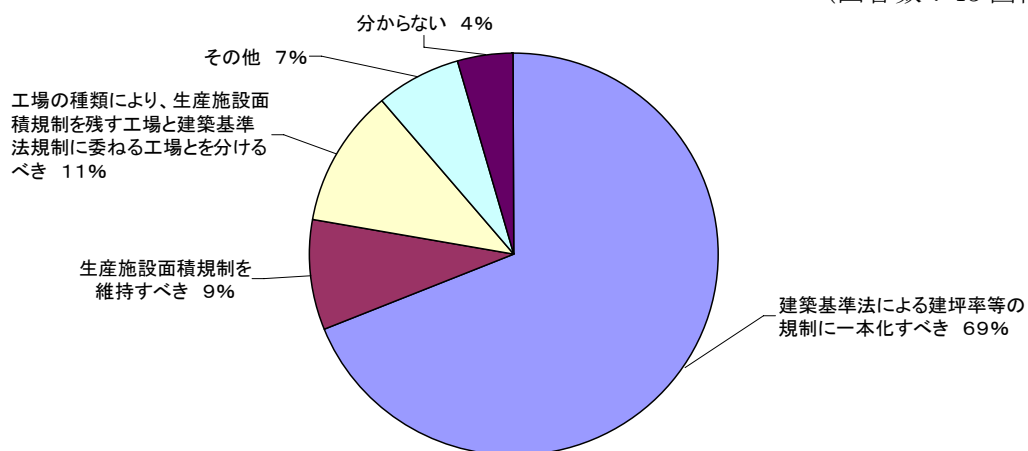


図表4 既存工場の隣接地に新增設のための用地は存在するか(事業者アンケート)

存在する	存在しない
334	821
29%	71%

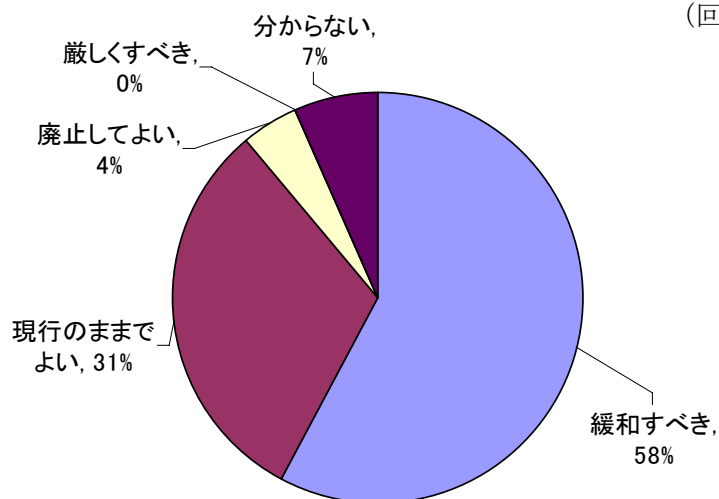
図表5 生産施設面積規制の今後のあり方（都道府県・政令指定都市アンケート）

（回答数：45 団体）



図表6 緑地面積規制の今後のあり方（都道府県・政令指定都市アンケート）

（回答数：45 団体）



図表7 環境施設面積規制の今後のあり方（都道府県・政令指定都市アンケート）

（回答数：45 団体）

